

館山市入札約款

(目的)

第1条 館山市の発注に係る工事又は製造の請負、調査・測量・設計等の委託、物品の買入れ等の契約（財産の売払いを除く。）に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第4号様式）を市長に持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は入札辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、入札参加者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(開札立会人)

第6条 開札の執行にあたり、当該入札の参加者又は代理人は、開札に立ち会うことができる。

(無効となる入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合であると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 入札に際して不正を行った者のした入札

(10) 入札金額内訳書（当該入札に係る公告又は通知で提出が定められた場合に限る。）の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札

(11) 入札書に記載された金額と入札金額内訳書の合計金額に相違がある入札

(12) 入札書の金額が0円の入札

(13) 一般競争入札（事後審査方式）において入札参加資格がないとされた者又は入札執行課から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札

(14) 総合評価方式による入札の場合において、期限までに技術提案等資料を提出しなかった者のした入札

(15) 総合評価方式による入札の場合において、技術資料のうち施工計画が不適切とされた者のした入札

(16) 予定価格を事前公表する入札の場合において、予定価格を超える金額の入札

(17) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(18) 低入札価格調査において無効とされた入札

(19) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は失格とする。

(1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

(2) 失格基準価格を設定した入札において、当該失格基準価格を下回る金額の入札

(保留)

第9条 開札後、次の各号の一に該当する場合においては、落札者の決定を行わず、入札を保留とする。

(1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき

(2) 一般競争入札（事後審査方式）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき

(3) 市長が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第10条 総合評価落札方式によらない入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 総合評価落札方式による入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格及び失格基準価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札価格調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けている場合において、落札必要要件に該当し、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者の中で評価値の最も高いものに比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる低価格入札者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

3 前2項の場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるときはこの限りではない。

(同価格又は同評価値の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないとき、又は第10条第2項ただし書の規定により調査した結果、低価格入札者を落札者とし、ない場合であって予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格又は失格基準価格を下回らない入札をした者及び第10条第2項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札は行わ

ない。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第32号）第2条及び第3条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、市長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第14条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、調査基準価格を設けている入札において、調査基準価格を下回った価格で入札し落札者となった者は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(内訳書の提出)

第16条 入札執行課等は、当該入札に係る事業の熟知の状況及び積算能力の向上又は談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から入札金額内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ、当該入札に係る公告又は通知のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

(電磁的な方法による通知等の処理)

第17条 この約款に規定する公告、通知及び質問書は、電磁的な方法によることができるものとする。

(補則)

第18条 この約款に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度定めるも

のとする。

附 則

この約款は、平成6年7月8日から施行する。

附 則

この約款は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成29年2月1日から施行し、平成29年4月1日以降に公告又は通知する案件から適用する。

附 則

この約款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和4年4月5日から施行する。

附 則

この約款は、令和6年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式

入札書

年 月 日

館山市長 様

住 所

氏 名 印

代理人氏名 印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額をもって契約書（案）のとおり請負いたします。

金 円也

件 名

場 所

※ 金額は算用数字で記入する。

別記第 2 号様式

委 任 状

年 月 日

館山市長 様

住 所
氏 名 印

私は都合により（ 代理人の氏名 印 ）を代理人と定め、下記の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

件 名

場 所

別記第 3 号様式

誓 約 書

年 月 日

館山市長 様

住 所

氏 名 印

代理人氏名 印

件 名

場 所

上記の入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

入 札 辞 退 届

工事等の名称 _____

上記について { 入札参加資格がある旨の確認 } を受けましたが、
指 名 }

別紙理由により入札参加を辞退します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

館山市長

様

- 注意1 この届けは、入札執行前には、館山市長に持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 2 入札執行中には、この届け又はその旨を明記した入札書を、入札執行宣言の前に入札執行者に直接提出してください。
- 3 電車等の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず館山市長に持参してください。
- 4 入札を無断で辞退することがないように十分御留意ください。

別紙理由

入 札 辞 退 理 由

- 1 手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難である。
(向こう か月程度)
- 2 この工事を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社（個人企業の場合には個人）の都合による。
- 5 その他（)

- 注意 1 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
2 辞退理由のうち、該当するものにマルを付けてください。
3 辞退理由 1 の場合には、受注困難である月数を記入してください。
4 辞退理由 5 の場合には、簡潔に理由を記入してください。